

序 論



1. 総合計画策定の意義

(1) 社会経済情勢の変化

我が国では、地球規模課題の解決を目指す大きな目標に向けた取組みや高度情報化の進展、少子高齢化、グローバル化への関心の高まりがみられるなかで、世界規模の感染症拡大による新たな日常への対応など、様々な分野において大きな転換期を迎えており、市民一人一人の価値観や生活スタイル、地域の課題や期待も多様化・複雑化してきています。

(2) 地方自治体を取り巻く環境の変化

平成 26 (2014) 年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」による長期人口展望をもった施策の展開が求められるとともに、令和元 (2019) 年の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」による「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」などの新たな視点に重点を置いた施策の展開も求められています。

さらに、沖縄県においては、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」実現を目指す沖縄 21 世紀ビジョンの後期計画に相当する新たな振興計画 (令和 4 (2022) 年度～令和 13 (2031) 年度) の策定を進めており、令和 3 年 1 月の骨子案においては、施策展開の基本方向として、(1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現 (2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築 (3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成、の 3 つを掲げており、本市においてもこれに沿った施策の展開が求められます。

(3) まちの未来を見据えた総合計画の策定へ

これらの社会経済情勢および地方自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市においては、多様な個性や価値観を持つ市民の力と本島南部広域の要衝としての地の利をこれまで以上に活かしつつ、自らの将来を自らの責任でもって決定し、切り拓いていくことが求められてきます。

このような背景から、令和 2 (2020) 年度に計画年度を終了する「第 4 次総合計画」を検証し、新しい時代の流れや市民の期待、地域の課題などの変化に対応したまちの未来を見据えたまちづくりの指針として「第 5 次豊見城市総合計画」を策定するものです。

なお、平成 23 (2011) 年の地方自治法の一部改正により本計画の策定義務はなくなり、策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。このため、豊見城市では令和元 (2019) 年に「豊見城市基本構想の策定に関する条例」を制定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うこととしております。

2. 総合計画の役割

(1) 総合的かつ計画的な地域経営の指針

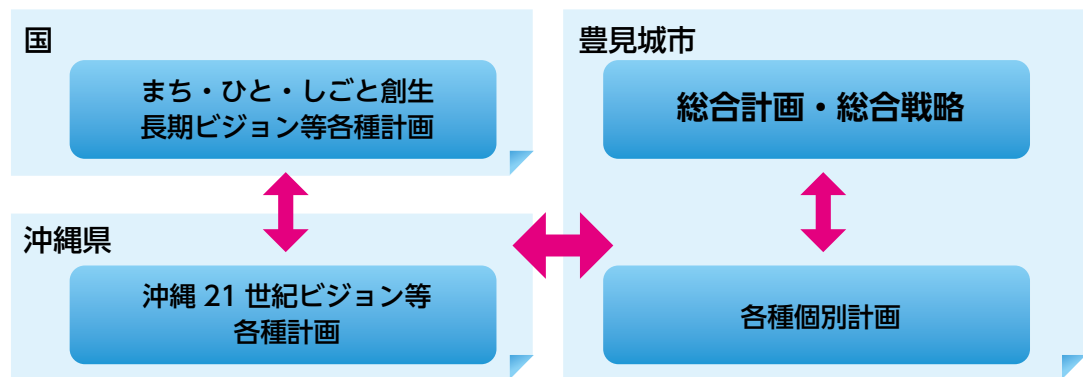
総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的なまちづくりの長期的な展望をもった指針となるものです。

(2) 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

(3) 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。



3. 構成と期間

第5次総合計画は、本市の将来ビジョンを示した「基本構想」と、その施策を示す「基本計画」による構成とし、期間や概要については以下のとおりとします。なお、「基本計画」に関しては前期基本計画を「第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も兼ねる計画とし、前期基本計画で掲げる「目標指標」とその目標値を、「第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「重要業績評価指標（KPI）」と数値目標として位置付けることとします。

(1) 基本構想

基本構想は、市政運営の根幹をなすもので、基本理念、まちづくりのテーマ（将来像）、目標人口及びまちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱から構成します。

基本構想期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

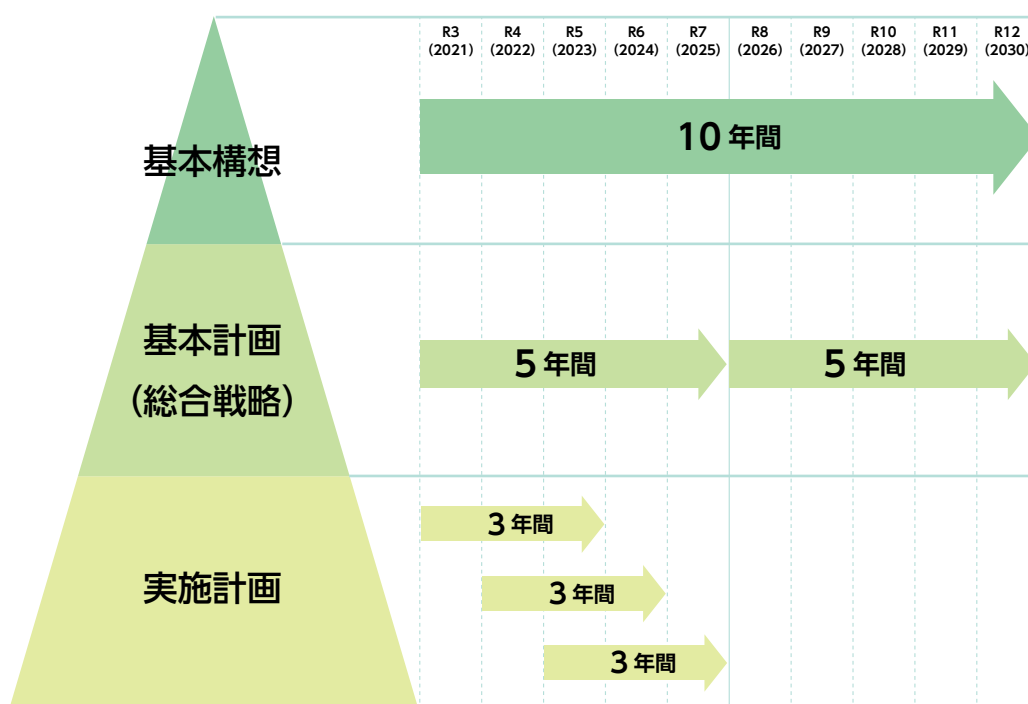
(2) 基本計画（前期・後期）

基本計画は、「基本構想」を具現化し、本市が目指すまちづくりのテーマ（将来像）の実現のために必要な施策における現状と課題、今後の取組方針（基本的な方向性）及び目標指標（数値目標）を体系的に整理したものです。

基本計画は、前期と後期からなり、前期の計画期間は令和3年度から令和7年度まで、後期の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの各5年間としますが、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえて、必要に応じて改定を行うものとします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするものです。計画期間は原則3年間とし、社会経済情勢の変化や市民のニーズなどを考慮しながら、毎年度見直しを行います。



4. 計画の進行管理

第5次総合計画では、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、基本構想において目標人口を、基本計画の各施策では統計的な数値または市民意識調査の回答による数値を指標とする目標指標（数値目標）を掲げています。

この目標指標については、毎年達成状況を評価することで、客観性と透明性を高めた進行管理を行うこととします。なお、進行管理を行う中では、計画期間途中で目標達成となった場合には更なる目標値を掲げる等の運用を図るとともに、社会経済情勢を踏まえて柔軟に見直しを図り、よりよいまちづくりに向けた施策展開を進めてまいります。

基本構想



基本構想は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定めるもので、基本理念、まちづくりのテーマ（将来像）、目標人口、政策展開の基軸、まちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱及び都市形成の方向性（土地利用の方針）から構成します。

基本構想期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

1. 基本理念

基本理念は、まちづくりの普遍的な理念として、「象徴的フレーズ」と「市民憲章」で構成しています。

（1）象徴的フレーズ

「響（とよ）むまち・豊見城」

「豊見城（とみぐすく）」の地名は、後の山南（南山）王 汪応祖（おうおうそ・わんおうそ）が漫湖を眺望する丘陵上に築城したグスクを「とよみ城（ぐすく）」と称したことが由来です。「とよむ（鳴響む）」とは、おもろそうしに記載もある美称のひとつで、名声の高いさまを表しています。時代を経て「とみぐすく」となり現在に続いています。古琉球の時代には豊見城間切と呼ばれ、中山に対する山南の要衝地として重要な位置にあり、間切名の由来である「豊見城グスク」をはじめ、各所にグスクが築かれました。当初の豊見城間切の範囲は現在の市域のみならず、現在の那覇市、糸満市、八重瀬町の一部に跨る大きな領域を持っていました。それから様々な時代の変遷を経て、明治 41（1908）年の島嶼町村制施行により、豊見城、地覇、志茂田、座波名、喜久嶺、保栄茂、翁長、高良、高入端、良長、真嘉部の 11 字をもって、「豊見城村」が誕生しました。

本土復帰以降、肥沃な農地に恵まれた人口 10,000 人弱のおだやかな農村から、那覇市を中心とした都市圏域の拡大により市内各地で住宅団地の建設や宅地開発が進み市街化が進行した結果、急激に人口が増加することで都市として大きく発展し、平成 14 年（2002）年 4 月 1 日には、単独市制施行を果たしました。

このような中、長期的展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針として昭和 53（1978）年に最初の総合計画基本構想「緑ゆたかな都市・豊見城」（第 1 次）を策定して以来、「緑ゆたかな近代都市・豊見城」（第 2 次）、「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」（第 3 次）、「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまち とみぐすく」（第 4 次）を将来像（まちづくりのテーマ）に定め、各種施策や事業を推進してきました。

また、全国的に人口減少及び高齢化時代へ突入しておりますが、本県及び本市においては人口が増加し、本市においては年少人口比率が市区の中で全国一、令和元（2019）年度の市民意識調査では市内に住み続けたい割合が約 9 割となっています。

本市においては引き続き市街化の拡大が見込まれ、人口増も予測されますが、一方では全国同様に高齢化の進展も見込まれており、そのような環境変化への対応が求められています。また、令和2（2020）年度における新型コロナウイルス感染症の社会生活及び経済に及ぼす影響は甚大であり、感染症の拡大防止と早期収束が求められていると同時に、近年の気候変動に伴う災害の激甚化への対応やデジタル技術によるイノベーションの動向も加味した持続可能な社会の構築の必要性が高まっています。

以上を踏まえ、
歴史に育まれた豊見城のアイデンティティ、新たな時代のまちを切り拓く気概、
そして郷土への愛着を響き合わせ
調和と限りない発展を築きあげる豊見城市を象徴する普遍的なフレーズを

「響（とよ）むまち・豊見城」^{とみぐすく}

と定めます。

（2）市民憲章

市民憲章は、まちづくりのための共通規範として定めたもので、本市においては平成15（2003）年3月31日に制定しています。

～ 豊見城市市民憲章 ～

私たちは、豊見城市民であることに自覚と誇りをもち、
平和で活力にみちたみどり豊かな健康文化都市をつくるため、
すすんでつぎのことを守ります。

- 一．私たちは、心身をきたえ、健康な明るいまちをつくりまします。
- 一．私たちは、きまりと時間を守り、住み良いまちをつくりまします。
- 一．私たちは、たがいに助け合う、あたたかいまちをつくりまします。
- 一．私たちは、働く喜びをもち、活気ある豊かなまちをつくりまします。
- 一．私たちは、教養を高め、夢と希望にみちたまちをつくりまします。

2. まちづくりのテーマ（将来像）

基本理念のまちづくりを推進するにあたり、基本構想期間である令和 12（2030）年度に目指すまちづくりのテーマ（将来像）として、以下を掲げます。

ウエルカム
「Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」

本市は県庁所在地的那覇市に隣接し、沖縄の玄関口である那覇空港からの距離も近いという立地特性を持っており、これまで第 1 次～第 4 次にかけての総合計画では、いずれも自然や農村を表す「みどり」と発展を表す「都市」が将来像に織り込まれ、みどりと都市の調和を大事にしながらまちづくりを進めてきました。

この中で、近年の開発による都市化の地域と旧来の農村地域とのバランスが良いと感じる市民が多く、結果として子ども・若者・大人・老人の人口構成バランスも良く、現状の豊見城市をちょうど良い、住みよいまちと感じる市民が多くなっています。

今後は、観光客や転入者等の市外から来られる人や、社会的に弱い立場にある人々も含め、あらゆる人を Welcome（ウエルカムんちゅ）の心で受け入れるとともに、市内において都市化が進む中でも人間関係の希薄化を防ぐような、ハート（心）がつながるまちづくりをめざします。

また、過去から引き継がれてきた自然と都市の調和を引き続き大事にしながら、自然と都市の彩りのある住みよいまちの現状を維持しつつも、ウィズコロナ、ポストコロナの新たな日常への対応など時代の変化に柔軟にシなやかに対応できるよう、デジタル化等の技術革新についても Welcome の心で積極的に取り入れ、多様な主体が彩る活力に満ちたまちづくりを進めていきます。

このようなことから本市のまちづくりのテーマ（将来像）を

ウエルカム
「Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」

と定め、その実現に向けて取り組むこととします。

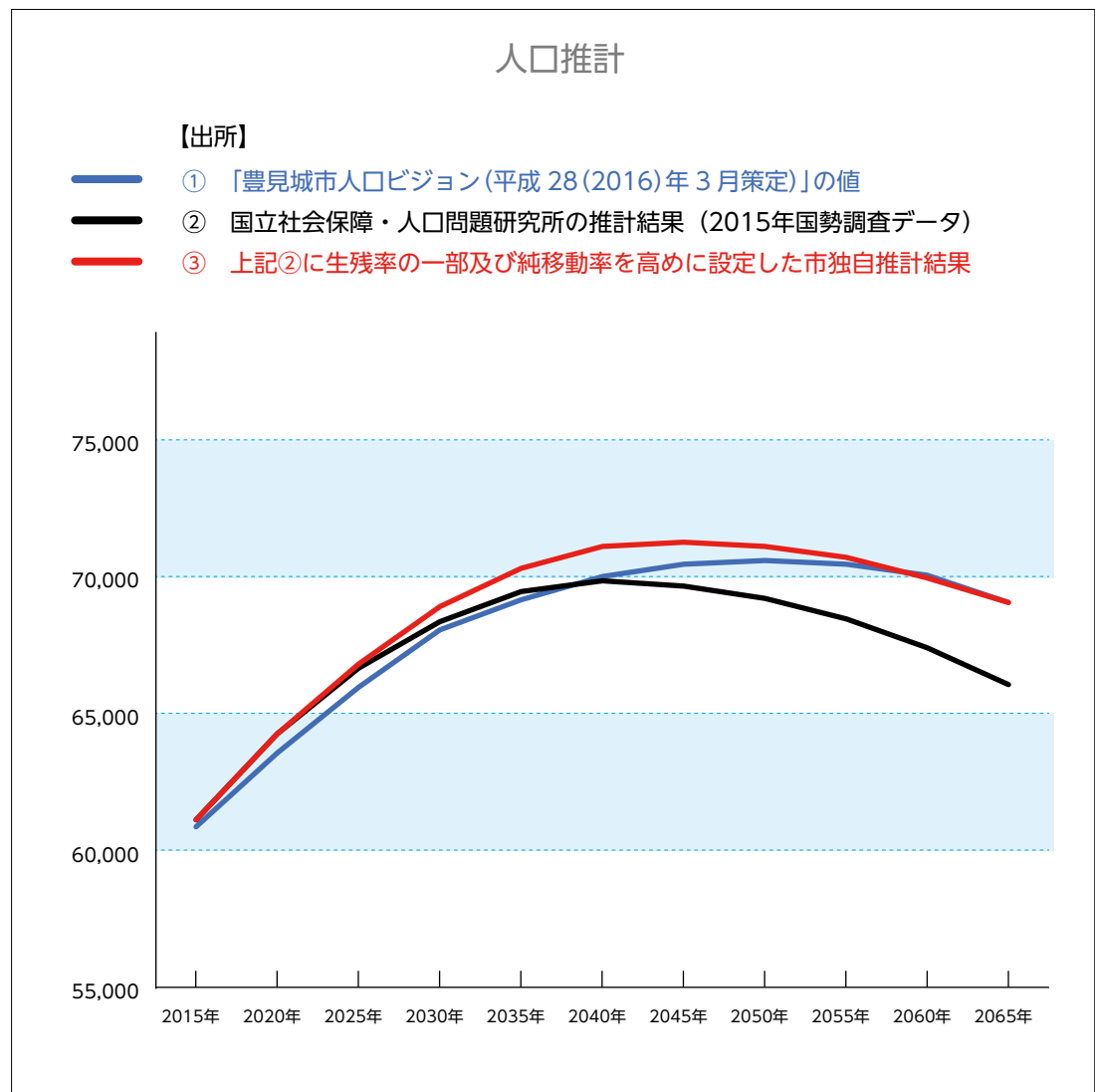
3. 目標人口

2015年国勢調査データに基づく人口推計（社人研推計準拠）としては、2040年に向けて人口増が続くものの、2045年以降は人口減が見込まれています。

この中では、子ども女性比率（≒出生率）は沖縄県全体の値よりも高く設定されているものの年少人口（0～14歳）は2025年をピークにして微減が見込まれており、生産年齢人口（15～64歳）においても2030年をピークにして微減が見込まれるのに対して、老年人口（65歳以上）については2055年のピークに向けて、5年毎に1,000～2,000人程度の増加が見込まれています。

また、地区別には豊見城、宜保、真玉橋、豊崎は2045年に向けて人口増の推計となっていますが、その他の大半の地区ではほぼ横ばいの推計となっています。

このような中長期的な見込みに対して、市街化の拡大等の住環境づくりや、企業立地の促進等を含めた雇用の確保等により転入促進を図るとともに、健康づくり等による健康長寿社会の実現を目指すことで、目標人口を引き続き70,000人と設定し、中長期的にこれを上回ることを目指すこととします。



4. 政策展開の基軸

基本理念を重視しながら、まちづくりのテーマ（将来像）及び目標人口の達成に向けた政策展開の基軸として、本市の特性及び今後の時代の潮流を踏まえて、以下の3つを掲げて取り組むこととします。

・子どもを産み育てやすいまち とみぐすく

“子どもが活きる街づくり”を目指す「子どもの街」宣言のもと、社会全体で子どもを守り育むまちづくりをおこないます。

・誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく

令和12（2030）年までの国際社会共通の目標であるSDGs^{*}に着目し、豊見城市らしいSDGsの実現に向け「誰一人取り残さない、優しいまちづくり」をおこないます。

・地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく

本市の立地特性である那覇空港・県都那覇市との隣接、市内那覇空港道路インターチェンジ、国道・県道からの交通利便の優位性を活かして、今後も持続的に発展するまちづくりをおこないます。

用語解説 ※

SDGs
(エスディーゼーズ)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットで決められた、国際社会共通の目標のことです。

5. まちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱（政策分野別方向性）

まちづくりのテーマ（将来像）の実現にあたっては、市政全般での取り組みが必要であり、この取り組みに向けて、政策展開の基軸を踏まえ、以下の5分野を政策分野として設定し、今後のまちづくりを進めていくこととします。

（1）子どもが生きる夢と希望にみちたまち

親と子の成長支援・社会全体での子育て支援の充実を図るとともに、充実した教育及び学習環境での学びや歴史文化を通じた郷土愛の醸成により、誰もが夢と希望にみちたまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



（2）健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち

すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。

また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり・支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



(3) 活気ある豊かなまち

市の立地特性を活かした高付加価値型産業の市内立地・集積を進めながら、農林水産業・商工業・観光業等の各産業分野においてはブランド化・六次産業化・デジタル化等の時代の変化に対応した価値創造に取り組むとともに、多様な働き方が可能となる雇用環境を整えることで、活気に溢れた豊かなまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



(4) 環境に優しい住みよいまち

身近な生活及び自然環境の保全やごみの資源化・減量化等による循環型社会の構築を図り、豊見城市らしい低炭素社会の実現による環境に優しいまちを目指します。

また、次世代にもみどりを引き継ぎながらも住みよいまちとするため、「まちの顔」等の市街地整備を進めながら計画的な土地利用を推進するとともに、市民生活を支える道路・公共交通・公園・緑地・上下水道等の都市基盤の整備を推進します。

【主に関連する SDGs】



(5) 安全安心な協働のまち

行政における限られた財源・人員等の効果的・効率的な活用を図りながら、市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を進めるとともに、防災・防犯・交通安全等を始めとした地域の課題解決に向けて自治会、市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業等の多様な主体と協働で取り組む、安全安心のまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



6. 都市形成の方向性（土地利用の方針）

本市の掲げるまちづくりのテーマ（将来像）を実現するためには、優れた自然環境を次の世代へ保全・継承し、本市の持つ地理的優位性を活かす「自然と調和のとれた都市」を計画的に形成していく必要があります。

市土は、現在及び将来における貴重な資源であることから、自然環境の保全と公共の福祉を基本として、快適な生活環境の確保と市域の均衡ある発展となる土地利用を図ります。

（1）自然との調和に配慮した土地利用

潤いと恵みをもたらす豊かな自然や優良な農地、美しい景観などの資源を次世代に継承していくため、無秩序な開発を防止して優良農地の確保や緑地などの維持・保全に努めるとともに、これらの豊かな自然を活かした土地利用を進めることで、環境との共生に配慮し、自然環境に負荷を与えない持続可能なまちづくりを図ります。

（2）良好な暮らしの形成をめざした土地利用

魅力的な「まちの顔」を創出する等の計画的な都市基盤の整備改善を進めるとともに、幹線道路沿いの高度有効利用等による計画的な産業拠点の形成を図り、積極的な土地利用を促進します。

また、地域特性に応じた良好な住宅地の形成や、暮らしを支える各種基盤施設の整備を進め、子どもから高齢者まで安全安心に暮らせる快適な居住環境の形成を図ります。

（3）土地利用の転換

社会経済情勢を踏まえ、市域のみならず広域的な視点に立ち、新たな活力を生み出すための適正な土地利用の転換を図ります。

